

令和8年度施工業者講習会質疑回答表

	質疑	回答
1	<p>道路維持課発注の工事で豊橋市工事書類簡素化一覧表における提示書類に関してです。提示書類を専任監督員より工期前（検査前）に一式まとめて提出+検査官まで回るとのことでした。簡素化で提出が提示に変わったが最終提出するもの自体は変わっていないのが現状だと思います。これからもそういった流れになるのでしょうか？</p>	<p>愛知県の土木工事標準仕様書より、 「提出とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。」 「提示とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう」 提示書類については、工事期間中であっても、監督員等から提示するよう指示があれば提示する必要がありますし、しゅん工時には工事書類一式が揃っているはずですので、提示の指示があれば提示してもらうこととなります。ただし、提示書類を受理することはありません。 また、検査員が検査日前に提示書類を確認することはありません。検査時に提示して頂ければ結構です。</p>
2	<p>創意工夫等の加点についてです。事前に施工計画書にて数項目実施予定を提出し、完了書類にて実施状況を報告しました。加点の対象になるものの選定は各専任監督員の力量によるものなのか、又は過去に実績があれば対象になるものなのか教えていただけますでしょうか？また以前は過去に実績がないとの理由で加点されませんでした。</p>	<p>創意工夫の加点については、専任監督員の力量ではなく、当該工事の各監督員が状況等を確認し、最終的には各監督員の報告を受け主任監督員が評価をします。 工事特性のような難易度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目となっています。受注者独自のアイデア・工夫が発揮できる自主的なものであり、これにより効果（品質・安全性・工程等の改善等）があった場合に評価をします。 工事により効果や必要性は異なるので、他工事で評価された事例が当該工事で必ずしも評価されるわけではありません。また、同じ内容が各工事で繰り返されれば、必然的に一般的又は普及した内容となります。</p>
3	<p>特別単価調査のスライド協議は可能でしょうか。</p>	<p>契約約款に基づき協議を担当部署と行ってください。</p>
4	<p>石綿事前調査者の資格、結果の掲示、説明資料について検査時に指摘があったと拝見しましたが、資格証は石綿事前調査結果報告書に添付するものなのでしょうか。また説明資料とは、石綿事前調査結果報告書を指しているのでしょうか。</p>	<p>事前調査結果報告書に資格証の添付は必要はなく、報告書に調査した資格者及び保有資格を記載してください。 検査時には報告書を提示し説明していただければ結構です。</p>

令和8年度施工業者講習会質疑回答表

	質疑	回答
5	産業廃棄物の運搬、投棄の状況及び処分業許可看板の写真撮影が簡素化されていますが、作業現場内の積込・搬出前は必要で、産業廃棄物搬出先での写真撮影は簡素化という認識でよろしいでしょうか。	<p>そのとおりです。</p> <p>また、産業廃棄物収集運搬車両の表示、過積載の防止状況、一時保管場所での掲示板や保管状況等がわかる写真は後から指摘を受けないように撮影しておくといいでしょう。</p>
6	動画内において（2. 工事検査のポイントについて 3:14～）交通誘導員は実数での変更対象と発言されていますが、実情は違います。本当に実数で変更計上していただけるのでしょうか？	<p>設計時は、必要と想定する交通誘導警備員の員数を計上しています。施工計画時に設計人数では施工ができない、地元調整や警察協議で条件を付された場合等は、監督員と変更協議を行ってください。協議の上、その内容が適切で増員または減員が必要と認められる場合は、変更対応が可能となります。</p> <p>追認型の実数変更はしておりません。</p>